


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	田口 茂夫		
件名	東大和市高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市高齢者住宅条例			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>収入申告をすること等が困難な事情にあると認められる高齢者住宅の使用者について、申告の方法によらず、公営住宅法施行規則第9条の規定により把握した収入を用いて使用料を決定することができることとした東大和市高齢者住宅条例の一部改正を受けて、東大和市高齢者住宅条例施行規則の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>① 「収入超過者認定通知書」及び「高額所得者認定通知書」の通知事項に、「公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により把握した収入」を加え、これらの様式について必要な改正を行う。(第20条、第26号様式、第27号様式)</p> <p>② その他引用条項の改正(第10条)</p> <p>(2) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 条例との整合性を図ることで、適切な事務処理が図られる。</p>					
<p>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</p> <p>規則の案文については、文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項(問題点等)</p> <p>特になし。</p>					
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。